

令和 2年 2月 28日

ご利用者様へ

ご家族様へ

社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

事務局長／安全衛生管理者 小林 司

(公印省略)

感染症予防対策へのご協力をお願い

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、只今新型コロナウイルスの感染者の拡大・流行が社会的に懸念されることから、国及び関係機関の指導のもとに各種の予防・感染対策が実施されています。そこで本会と致しましても、その指導のもとに感染（予防）等の対策の動向を見ながら、下記により対応することと致しました。

今後共に、安心・安全なサービス利用環境を保全するため、皆様のご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 本会の在宅福祉諸サービスのご利用にあたり、体調不良が見られる時は、必ず電話連絡をしていただきますようお願い申し上げます。家族に体調不良が見られる時も、ご連絡をお願いいたします。サービス利用の可否についての相談や、また必要に応じて関係機関への相談・指導へと繋がせていただきます。

(1) いちいの里デイサービス関係 電話 97-2102

(2) いちいの里ホームヘルプ・小規模すばる関係 電話 87-8754

居宅サポートセンターいちいの里関係

(3) コミュニティハウス建部の里関係 電話 97-1165

通所系サービス

2. 通所系諸サービスのご利用にあたっては、全利用者からご協力をいただき、送迎車等に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、**発熱が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合**は、その日のご利用ができないこととなりました。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いをさせていただきます。

3. よって、居宅介護支援事業所等と連携し、地域の保健所や関係医療機関の相談・指導のもとに、サービスの提供について再検討します。

訪問系サービス

3. サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測します。

発熱が認められる場合には、適切な相談及び受診を行うよう促します。居宅介護支援事業所等と連携し、地域の保健所や関係医療機関に相談・指導のもとに、サービスの提供について再検討します。

以上